



写

令和5年2月15日受領 答申に対する保護者所見

令和5年3月1日

逗子市長

殿

逗子市いじめ問題調査委員会

御中

保護者

保護者として、逗子市いじめ問題調査委員会により令和5年2月6日付 2月15日
に受領した答申について、所見を述べます。

調査委員会におかれましては、ご多忙のところ、関係者聴取ならび資料の確認等の
調査を行っていただいたことに、改めて御礼を申し上げます。

なお、別添資料①-6（改ざん後）、⑤-6（改ざん前）、⑦、⑧として提出している
文書につきましても、本所見と同様に取り扱いいただくようお願いします。

別添資料①-6（改ざん後）、⑤-6（改ざん前）については、調査報告書の【6 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する設置者の所見】この事項についての、比較対象資料として開示する。

令和4年8月22日付文書 4逗教学発第123号及については別添資料⑥として、別添資料①-6（書き換え後）、⑤-6（書き換え前）、⑦、⑧同様に開示資料とし、本所見に添えていただきますようお願いします。

I 令和4年6月30日付 答申に対する所見で述べた、私どもの要望について

私どもは、令和4年5月9日付 逗子市いじめ問題調査委員会が取りまとめた答申に対し、6月30日付 答申に対する所見において、逗子市長に対して以下の2点について検証を求めた。

- (1) 別添資料③教育委員会対応(4)、隠蔽体質を疑わせる交渉について
- (2) 調査報告の改ざんについて

II その後の経過について

- 1 本件の回答とし、令和4年8月22日付文書 別添資料⑥ 4逗教学発第123号及び何か所にも下線が引かれ（下線については触れられていないため不明）、完成した調査報告とされた別添資料①を受理した。
- 2 別添資料⑥に対し、私どもは8月26日付文書別添資料⑦で意見を述べ、担当職員に指摘してきた疑問点を改めて示し回答を求めた。
- 3 市長からの面談要望を受け、9月11日に面談を行いI-(1)、(2)の要望について、私どもから意見を述べたうえ、別添資料⑧文書にまとめた。

III I-(1) 別添資料③教育委員会対応(4)、隠蔽体質を疑わせる交渉についての詳細

本来の策定理由はいじめ被害児童保護者の要望 = 当該いじめ重大事態の対応にあたるためである（答申では方針が制定されていないと、市教委として対応できないと判断したとある）。

令和3年8月26日に担当課長からの電話連絡で、策定理由を問われた場合の回答として、「以前から県教委にうるさく言われていたこともあり、県教委から促されていたことを理由にしたい、当該いじめ問題の対応にあたるためであるとは説明しづらい」との連絡を受けた。

県教委に策定を促されていたことについては、県下で逗子市のみ制定されていないのだから、事実であろうとの考え方から、含めた策定理由とすることについて承知した。しかし、当該いじめ重大事態の対応にあたるためである、本来の策定理由は隠べいされ、「県教委から促されて策定に至った」、これだけが策定理由とされた。

後日談では、本来の策定理由を公表した場合、「被害児童に影響が及ぶ可能性がある」これが、市長含め市教委が認識する、隠べいした理由とされたが、担当課長との会話の中で、被害児童にどのような影響が及ぶ可能性があるのか等、この件についても何ら報告は行われていないし、話題にもなっていない。また本来の策定理由を隠べいする旨、その趣旨についても何ら報告されていない。

いじめ事案について、誤った情報が錯綜しているなか、既に誹謗中傷を受けていた私どもは「当該いじめ重大事態の対応にあたる目的で制定せざるを得なかった」、本来の策定理由について何も語らないことが、誤った情報の流布、誤った情報が錯綜し、深刻ないじめ事案の対象者である私どもにたいして、多大な影響が及ぶ可能性があり、更なる不利益を被りかねない懸念があるとの考え方である。これまで保護者懇談会等においても、当該いじめ事案の公表を自発的に促してきたのだから、私どもの心情を市教委は予見できたと考える。

「逗子市いじめ防止基本方針」を長期に渡り策定せずに過ごしてきた、逗子市教育委員会の怠慢により、市の定めるいじめ対応の方針すらない、極めて異常で異例な状況のなか、当該いじめ重大事態は発生した。

当該いじめ事案において、調査主体である逗子市教育委員会が行う、今後の対応を見極める意味において、逗子市民、関係職員、各社記者、生徒・児童及び保護者等へ向け「これまで制定されなかった理由」「いじめ防止基本方針を制定する趣旨」「どのような理由からこの時期に制定するに至ったのか」等、本来の策定理由を首長の口から直接、事案が発生したこのタイミングで丁寧な説明報告を行うことが極めて重要であったと考える。

どの地域、どんな学校でもいじめは起こりうるとの観点からも、いじめ重大事態が発生してしまった事実を隠ぺいする必要性はなく、調査結果の報告同様、発生報告についても、情報発信したうえで、関係各所が情報共有することは、市教委が行う今後の対応において極めて重要であった。

特に逗子市においては、市が定めたいじめ対応方針、いじめを防止する目的においての方針が策定されていない、異例で異常な状況のなか発生したいじめ重大事態事案である。被害児童に影響が及ばない様、広い範囲で情報を発信、また共有することにより、調査する側である逗子市教育委員会、また逗子市公立学校が行う今後のいじめ

対応に関しても、一定のチェック機能が働く効果もあったはずである。現に令和4年8月6日、当該いじめ事案についての新聞報道により、逗子市及び教育委員会の対応が急転換しているのだから。

以上のことからも、令和3年8月30日に行われた、市長定例記者会見の場において、市長により、本来の策定理由についての公表が隠ぺいされたことは、被害者にとって、逗子市民、児童・生徒及び保護者にとって、極めて重要なことであり、本来の策定理由を隠ぺいした、首長の発言は余りにも軽率、無責任であったと認識している。

市長の発言により、本来の策定理由は隠ぺいされたのであるから、同じ公の場において「策定理由は当該いじめ重大事態の対応にあたるため、逗子市いじめ防止基本方針を制定せざるを得なかった」本来の策定理由について、改めて説明報告を行っていただきことを要望した。

IV I -(2) 調査報告の改ざんについての詳細

逗子市いじめ問題調査委員会に対し、私どもが手交された、改ざん前の「別添資料

⑤で審議を行った場合の結果について」即ち「別添資料⑤で審議を行っていたらどう

なのか」、再度の調査を依頼する旨の提案を、面談時に市長より受け、以下メールの内容で審議事項を承知した。

令和4年11月25日受信 秘書課より 審議事項として以下を提案され承知した。

(審議事項)

- ①いじめ被害児童の保護者から提出された令和4年8月26日付文書「令和4年8月22日 4逗教学発第123号 文書に対する返答」について
- ②別添資料⑤を調査委員会の資料としていた場合に答申書の内容に違いが生じたか否か

私としましては、この二つの審議事項に、■様のご要望が網羅されていると考えます。宜しくご確認ください。

なお、①をご審議いただく際は、令和4年8月26日付文書「令和4年8月22日 4逗教学発第123号 文書に対する返答」の質問及び確認事項（ア）～（カ）の一つひとつについて、教育委員会の考えを調査委員の皆様にヒアリングしていただき、それぞれに対する調査委員会のご意見をいただきます。

また、②については、修正部分の対象表をお示しし、「改ざん」にあたるか否かをご審議いただくとともに、別添資料⑤をご審議いただいた場合に、答申の内容に変わりがあったかをご審議いただきます。別添資料⑤から別添資料①に修正した理由についても、調査委員の皆様に確認していただきます。

令和4年12月7日返信 審議事項の提案を受け、令和4年10月24日に行われた、市長定例記者会見においての発言内容を精査したうえ、私どもの要望をまとめた。

お世話になります。

10月24日に行われた、市長定例記者会見の概要を確認させていただきました。

隠ぺいについても、記者からの質問が多く寄せられていることとあわせ、2ページで学校教育課長が私からの指摘を否定していることからも、令和4年8月26日付文書、質問事項（カ）に付いてはより明確化されるよう審議していただくことを求めます。

既に発生していた、当該いじめ重大事態の対応のためとの策定理由は対外的には好ましくない。記者からいろいろと質問される可能性もあり、当該いじめ重大事態の対応にあたる目的において策定理由は説明しづらい」

この発言について、教育課長は否定されました。

録音された音源を確認した訳ではありませんので、以上の文言の一時一句に違いが無いのか、正確には分かりかねますが、では具体的にどの文言、ニュアンスが違うのか、明確にしていただくべきと考えます。特に記者からの質問があった場合の返答については「通常の記者なら策定理由を聞くでしょうね」と私からの投げかけから、上記の説明をされたと記憶しています。

教育課長に状況報告はメールでのやり取りを要望し、承知していただいているなか、当日の確認の架電に違和感を覚えた記憶が鮮明にあります。

なぜこの説明のみ、架電であったのか。（以降、一度も教育課長からの架電確認はないと記憶しています）

以下も追記しておきます。

- (1) 教育長が述べられた「いじめ個別案件の詳細に話が及ぶ可能性がある」等の説明は一切ありませんでした。
- (2) 5ページ 市長) 「そこで課長から保護者の方へこういう答弁をします」とお話ししたうえでありますが、市長が策定理由について答弁されることなど、知る余地もありませんし、答弁の内容についての報告などは受けておりません。
- (3) 県教委から促せられていたことも事実でしょから、策定理由とすることは承知しましたが、本来の策定理由を省く旨の説明報告は受けておりません。

何れにしても、独自の勝手な判断において、本来の策定理由の報告は隠ぺいされたのですから、教育課長からの架電は隠ぺい目的の交渉であったと考えます。

別途、以下も指摘させていただきます。

6ページ 市長) 改ざんがどういう結果に結びついたかということを、保護者の方は大変気にされております。

3月時点の文書で出たならどうなのかということを言われているので、同じ委員会のメンバーの方々にもう一度お願ひするということにしたと発言されていますが、この認識は論点がずれています。
いじめ事案の内容が改ざんされているわけではありませんし「3月時点の文書で出たならどうなのか」ということを発言した覚えもありません。

令和4年8月26日付文書で述べたとおり、調査報告の改ざんは、答申に盛り込まれた保護者要望が変わり得た事項であります。

市教委はなぜこのような対応を行ったのか？

大きく書き換えられた設置者の所見の改ざんが、どういう結果に結びついたかも含むべきと考えますが、未完成の調査報告書について、被害者への説明報告から、設置者の所見が大きく改ざんされ、審議資料とされるまでの過程の検証を求めます。

定められた最終調査報告日時 調査方針では2021年2月26日から大幅に遅れたことからはじまり、一ヶ月後の3月26日の最終報告時においても、事前に完成の確認を行ったにも関わらず、調査報告が未完成であったとされている点、未完成であったのであれば、報告されるべき将来の期日について、説明報告も行われていない点、未完成である旨の説明報告が適切に行われたのか等、しっかりと審議されることを求めます。

後出しの調査報告を基に審議された事実は到底考えられないので、どのような段階を踏んで意思決定を行ったのか、明確にされるべきと考えます。

以上、よろしくお願ひします。

以上、私からのメールで要望しているとおり「改ざんされた調査報告で審議していたらどうなのか」が論点ではなく、どのような過程を経て、私どもが知り得ない所で、改ざんされた調査報告が作成され、審議資料にされたのかを審議事項として要望した。

V 令和5年2月6日付 答申の内容について

私どもは以下9点を答申の結果として理解した。前答申において調査委員会が指摘した「説明責任の原則を果たす意識の組織的欠如」からも理解できたが、被害者側に

対しての説明報告を行う義務を日常的に怠ってきた、責務を放棄したずさんな対応が行われていたことが改めて指摘された。

- (1) 学校都合の日程に合わせ、報告書が期日に間に合わない認識のなか、さも完成しているかの如く「4日後の期日までに問題なく完成する」旨、虚偽報告を行った。
- (2) 未完成とされている別添資料⑤を書き換え、別添資料①が完成した際、完成した旨の報告を怠ったうえ、改めての調査報告をも怠った。
- (3) 別添資料①が完成した際、書き換え箇所及び文書を示さなかつたうえ、その理由について説明報告を怠った。
- (4) 令和3年3月26日 最終調査報告日 調査報告書が未完成である旨の説明報告を怠った。
- (5) 令和3年3月26日 最終調査報告日 未完成である旨の説明を行わず、未完成の調査報告とされている別添資料⑤を基に調査報告を行った。
- (6) 令和3年3月26日 最終調査報告日 未完成の調査報告とされている別添資料⑤を私どもに手交した（公文書の不適切な取り扱いを指摘）。
- (7) 未完成であろうがあってはならない、いじめにより強いられた欠席日数の過小認識及び記載。

- (8) 令和3年8月26日 「逗子市いじめ防止基本方針」について、策定理由を隠ぺいする目的において、被害者側への不適切な電話連絡。
- (9) 事前に改ざん箇所を示していたことが前提であるが、改ざんについては悪意のある改ざんではなく、当該いじめ事案においての調査結果に変化がなかった。

VI V-(1) 報告書が期日に間に合わない認識のなか、「4日後の期日までに問題なく完成する」旨、虚偽報告を行った。について

令和3年1月29日付 市教委から示された調査方針に明記された、当該いじめ事案についての調査期限は、そもそも令和3年2月26日までである。2月12日の市教委からの連絡で「途中経過報告を2月19日に行い、最終調査報告は2月26日に定めた」との報告も受け、承知している。

2月22日に途中経過報告は行われ、いじめ事案①については、当時、当該小学校から示された文書と、市教委からの途中報告との相違点を指摘した（被害児童が傘を持っていたか否か）。またいじめ事案③については、被害児童本人からの証言との相違点を指摘した（転校までに至らせた行為でもある、机を足で蹴り倒された行為を被害児童は鮮明に記憶していたが、目撃した児童からは手で押し倒した、足で蹴り倒した、二通りの証言があり明確にされていなかった）。

2月24日、改めて前述の相違点を文書で指摘した。その際、相違点の確認を行うため「2月26日の最終調査報告は間に合わないかも知れない」旨報告を受けた。

相違点の確認を理由に、期日であった2月26日をとうに過ぎているなか、市教委から以後の連絡が3月9日であったのは半ば呆れた（期日を厳守する意識があるのか、調査方針に明記された期日を軽視していることが疑問であり、特段、時間を要する確認事項でもないとの考え方からである）。当日の連絡事項は前述の確認事項ではなく、これよりクラスメートに対しアンケート調査を実施すること、保護者会も近々開催する予定であるとの内容であった。期日をとうに過ぎているなか、これからアンケート調査を行うことに違和感を持ったが、敢えて最終調査報告の期日について指摘することは控えた。既に市教委の対応（常識的な連絡対応も出来ない、期日を意識していない）には呆れ果て、つくづく嫌気がさすなか、期日云々よりも事実に基づいた、きちんととした調査報告書を示していただきたいとの思いからである。

以降、市教委からの連絡は3月22日である。2日後の3月24日に当該いじめ重大事態について、保護者報告のため保護者会を開催する旨、突然の連絡であり、決定事項の事後報告であった（各保護者へは既に連絡済みのことである）。

保護者会を開催するにあたり、当該小学校長との約束事項は「市教委による調査が終わり次第、事実に基づいた報告を保護者懇談会の場で各保護者へ説明報告を行う」とのことであった。この件については、市教委も含め認識している約束事項である。

市教委による最終調査報告が行われていないのに「なぜ保護者会が開催できるのか」「校長との約束事項と違うではないか」「どのような内容で報告を行うのか」を指摘した。当日、市教委から再度連絡があり「3月26日に最終調査報告を行い、3月31日に保護者説明会を開催したい」一転した日程変更の要望を受けたが、各保護者に有益な情報である、クラス内で発生したいじめ重大事案について、事実に基づいた説明報告を行うべき学校の対応としては、余りにも軽々しい急な日程変更である。

また一転した日程変更により、市教委が指定した期日、3月26日は4日後と急であるが「本当に調査報告が完成しているのか」「ここまで遅れているのだから、私どもは急いでもいないし、やっつけで仕上げていただく必要もない」「きちんとした調査報告書を示していただきたい」以上を担当職員へ伝えた。その際、担当職員から「問題なく報告書を示せる」との回答を確認したうえで、市教委から指定された、最終調査報告日時、令和3年3月26日、私どもは、当該いじめ事案についての、最終調査報告書を受け取る目的において、市教委へ出向いている。

VII V-(5) 未完成の調査報告とされた、別添資料⑤を基に調査報告を行ったについて
学校都合の日程調整で「完成した調査報告を基に最終調査報告を行う」と偽り、私が間違った箇所（あってはならない欠席日数の間違い等）を指摘された報告書が未完

成であったと、後出しどもとれる弁明を行うのであれば、市教委から指定された3月26日、休暇を取り市教委へ出向いた、いじめ被害者である私どもを余りにも見下した看過できない対応である。

いじめにより強いられた欠席日数の過小記載、その他の誤記等は「未完成の報告書のためやむを得なかった」後付けの弁明以外何物でもない。

特に欠席日数の過小認識また記載されたことについては、長期に渡りいじめにより欠席を強いられた、いじめ被害者の心情を逆なでする、配慮を欠いたはずさんな仕事と言ふほかない。最終とされた調査報告時において、あってはならない間違いである（仮とされる調査報告でも同様である）。欠席日数の過小認識だけでも、いかに適当に仕事が行われているのか、良く理解できる。誤記もあり、肝心な事項（当初から再三にわたり、確認を要求してきた、加害保護者がいじめている事実を認識しているのか否か、いじめが行われていることについて加害保護者の意見、認識した日時等）についての詳細は何ら触れられていない。確認したところ、当該学校教諭が別件で加害保護者へ架電した際、ついでの確認事項として、加害児童がいじめていた事実を初めて認識したそうであり、既に市教委による調査開始から3ヶ月が経過した、3月3日の出来事だそうである。（当初から加害保護者の意見については学校及び市教委に幾度となく、確認を促してきたが、何もせず放置、無視され続けたことが確認された）。3

月3日まで、加害保護者がいじめていた事実を認識していないなか、いじめ事案の調査が行われていたのだから、驚きを禁じ得ない。加害保護者には調査方針の説明も行われていないうえ、いじめ行為が収まらず、被害児童は心身の苦痛を訴え、転校を余儀なくされた事実も知らされていない。

被害児童に対し聴取を行わず、学校側だけの聴取にこだわり、市教委は調査報告を取りまとめたが、どのような認識、目的、意識のもと調査報告書を作成したのか理解に苦しむ。

いじめにより強いられた欠席日数の過小記載、その他、誤記等を被害者から指摘され、私どもが手交された調査報告書は仮であったと後付けし、後に調査報告の修整を行い、改ざん箇所及び文書、改ざんした理由を明確にせず、完成した調査報告書とし、審議に影響が及ばない範囲であったにせよ、被害者側に示さずに審議資料にすることができるのであれば、いじめ問題調査委員会が行う、中立・公平であるべき調査・審議は行えない。

VIII 逗子市ホームページにおいて、いじめ事案の詳細が公表されていない件について

本来であればいじめ重大事態事案において、いじめ事案の詳細も公表されるべきであるが、公表資料とする目的において、いじめ事案についての概要版の作成について、市教委は作成を拒んだ。

以下、市教委とのメールを抜粋する。

逗子市教育委員会は、改ざんされた別添資料①を公開資料とする方針であった。

令和4年6月22日受信 担当課長より

5月14日（土）の答申の説明の際に、教育部長がご説明したように、個人を特定できる黒塗りの部分を最小限にし、答申と別添資料①～④（当日■様にお渡ししたもの）を市のホームページ上で公開するのが、良いと考えていました。しかしながら、そのまま載せる必要もないとご意見もいただきましたので再考し、以下のように公開したいと考えます。

公開の方法：市ホームページの学校教育課のページ

公開期間：1年間

公開内容：答申

別添資料①（公開用に黒塗りの部分をのみ編集したもの）

別添資料②

別添資料③

別添資料④

広く市民に何があったのか知りたいとの■様のご意向でしたので、別添資料①は答申と共に掲載する必要があると考えます。また、公開用とはいえ、事案の内容が分からなくなるため、概要版にはしません。なお、情報公開請求があった場合には、別添資料①（黒塗り版）が外に出ることになりますので、予めご了承ください。

別添資料②と別添資料③については、■様が作成されたものなので、保護者の意向により非公開にすることもできますが、こちらも答申にその存在が記載されていますので、情報公開請求があった場合には、出さざるを得ません。

教育委員会としては、調査委員会からの答申については、別添資料も含め包み隠さず出す方が良いというのが方針ですが、■様のご意向も踏まえて上記の方針といたしました。

別添資料①の公開用の作成に少々お時間をいただきますが、所見をご提出いただいたタイミングで出せるよう準備いたします。

このメールの回答として、私どもは6月30日付 答申に対する所見で、以下を公開
資料とすることを指示した。

いじめ事案3件の説明文書（概要版として作成したもの）

答申

別添資料②

別添資料③

別添資料④

答申に対する保護者所見

その後、回答無く放置される。

7月21日送信メール 公開資料について進捗確認したが返答無し 放置される

7月27日再送信メール 再度公開資料について進捗確認するが返答無く 放置される

7月27日 担当職員が音信不通になり、仕方なく教育部長に架電、公開資料について
進捗確認した。

教育部長からは、公表するにあたり「市教委の悪い所ばかり公表されるのは困る」
との理由から、概要版は作成せず「概要版ではなく 別添資料① を公開資料としたい」
との要望を受けた。

この返答を受け、別添資料①は公表資料とする前提、目的で作成されたことを理解したうえで、別添資料①の改ざん箇所を明らかにする前提で、公表資料とすることを承知した。

一ヶ月近く経過し、ようやく6月30日送信した、答申に対する回答が以下、7月27日である。前述の約二ヶ月に及ぶ放置期間しがり、質問に対する回答にどれだけの時間を要するのだろうか。担当職員個人の意識的な問題か、圧倒的なマンパワーの不足なのか、逗子市教育委員会全体の意識的、体質的な問題なのか、全く話にならない。

7月27日受信メール 担当課長より

先週末から庁舎を留守にすることが多く、
いただいたメールへの返信ができませんでした。
返信までに時間がかかり申し訳ありません。
公開用資料、公開内容等についての考え方は6月27日のメールでお示しした通りですが、
その後「所見」にて、別添資料①は公開せず、概要版で示すよう■様からご要望をいただきましたので、私どもの方で再考しているところでした。
先ほど部長とのお電話で、私どもが当初提示した方向性でも差し支えないようでしたので、
再度教育長も交えて教育部内のコンセンサスをはかり、
明日中には決定をお示ししたいと考えています。
どうぞ宜しくお願ひいたします。

7月29日送信 教育部長の要望（別添資料①を公開資料とする）を受け、担当課長へ

お世話になります。

別添資料①を公開資料にするにあたり、改ざん箇所、改ざんした理由を明確にしてください。

理由が明確にされないのであれば、別添資料⑤を公開資料にするべきと考えます。

返答お願いします。【即日】

8月1日受信 担当課長より

金曜日の夕方いただいたメールをその日に見ていませんでしたので、
確認が今朝になってしまいました。失礼いたしました。

別添資料①を別添資料⑤を「改ざん」とのお考えですが、
そのような意図は全くございません。

2021年3月26日に、指導主事と担当課長がご両親にお会いした際、
「未定稿」としてお示しし、お渡しいたしました。

その際、■様から欠席日数の間違いをご指摘いただきましたので、
それを含めて修正する旨、その際にお伝えしております。
別添資料①は別添資料⑤を修正し完成させたものですので、
改ざんではない証として、表紙の記載を3月ではなく11月にしています。

「改ざん」箇所を明確にとのご要望については、当方で修正箇所を明確にし、
あらためてお示しすることは考えておりません。

■様のお手元にある別添資料①と別添資料⑤を比較し、
ご確認いただきますようお願いします。

8月2日送信 別添資料①の改ざん箇所、改ざんした理由が明確にされないので、以

下を公表資料とする旨、担当課長へ

お世話になります。

改めまして以下を公開資料とし、8月12日までにホームページにUPして下さい。

公開内容： 答申

別添資料②

別添資料③

別添資料④

答申に対する保護者所見

8月5日送信 担当課長へ

以下、第1回逗子市いじめ問題調査委員会についての報告から、だれが、「逗子市立小学校で発生したいじめに関する調査・報告」が改ざんされた、別添資料①と想像できますか。

この時点で表紙を11月とし、内容の書き換えが自由に行えるのであれば、公平な審議が行えますか、審議する意味がありますか。

改ざん箇所、改ざん理由を明確にしてください。

令和3年4月26日付文書で要望しているのは、欠席日数の違い、誤記も含めた、別添資料③で報告されている「当該小学校並びに逗子市教育委員会の対応」について
であることは理解出来ないでしょうか。

また念の為、確認しておきたいのですが、以下の報告は当日、何時頃行われたのでしょうか。

2021年3月26日に、指導主事と担当課長がご両親にお会いした際、
「未定稿」としてお示しし、お渡しいたしました。

その際、■様から欠席日数の間違いをご指摘いただきましたので、
それを含めて修正する旨、その際にお伝えしております。

冒頭ですか、課長が途中入室された時点ですか。（冒頭であれば、即、退席していたはずなので。）
そちらが提示した期日に間に合わなかったうえ、事前連絡もなかったのですから、それなりの報告、今後の展開について、丁寧な説明及び謝罪があったはずですよね。

誰が、どのような内容で報告していただいたのか、明確にしてください。
私が欠席日数の違いを強い口調で指摘した際、「これは仮の報告書なので」と小声でつぶやかれ、しょーもない言い訳だなと思った記憶しかありませんので。

ご確認後、至急の返答をお願いします。

8月8日受信 担当課長より

別添資料①についての■様のお考え読ませていただきました。当方の修正についての理由は前回のメールでお伝えさせていただきました。繰り返しになりますので、このメールの返信では控えさせていただきます。

仕事のお邪魔にならないよう、メールでご連絡をさせていただきましたが、どのように（何を）HP上に公開するかは大切なことです。提示させていただいた8月12日まで日がありませんが、ご都合をつけていただければ、直接お会いし、公開の方針についてご相談をさせていただきたいと考えています。可能な

日時について、いくつか候補日をいただければ有難いです。ご迷惑でなければ、部長と私でご自宅に伺わせていただきます。12日より前で [] 様のご都合が悪い場合は、(12日の公開のお約束は守れなくなりますが) 12日以降の設定でも構いません。宜しくご検討をお願いいたします。ご連絡をお待ちしています。

なお、「2021年3月26日に、指導主事と担当課長がご両親にお会いした際」の件ですが、当時は、[] 担当課長（当時）と [] 指導主事（当時）の2名で、[] 様ご両親に報告と説明をさせていただきました。私（課長）は、別用があったので、途中で入室していませんし、退席もしております。『2021年3月26日に、指導主事と担当課長がご両親にお会いした際、「未定稿」としてお示しし、お渡しいたしました。』と書かせていただいたのは、「これは仮の報告書なので」と [] 担当課長が話したこと指しています。私の書き方から誤解を生じさせてしまったのであればお詫びいたします。

以上、8月8日受信メールにたいし、公開の方針についての説明は不要とし、以下の資料を公表資料にするよう指示した。

別添資料②

別添資料③

別添資料④

答申に対する保護者所見

本来であれば、いじめ事案3件の説明文書（個人情報保護の観点から概要版として作成したもの）も公開すべきである。市教委にたいし、6月30日付保護者所見において公開資料として概要版の作成を指示したが、7月27日メールからも分かるよう、約一ヵ月経過しても再考している状態なのだから、作成する意思がないと判断した。

前述の教育部長の発言、「悪いところばかり公表されでは困る」からも分かるよう、概要版を作成するよりも、公表資料とする前提のもと改ざんされた別添資料①を

公表資料にしたいことは理解できた。しかし、別添資料①は、改ざんされた箇所及び文書、また改ざんされた理由について、何ら明らかにされていない。

私どもで別添資料⑤と別添資料①を見比べ、改ざん箇所及び改ざん文書を見極めるよう促されたことについては、職務として説明報告する義務を放棄した責務放棄である。信じがたい対応であり、公僕としての見識を疑う。

概要版の作成を行う意思がないことを認識し、別添資料①についても、改ざんされた箇所及び改ざん文書を示す意思もないことを確認したうえ、個人情報保護の観点も含め、別添資料①は公開すべきではないと判断した。改ざん前の別添資料⑤（個人情報を見たもの）を公開資料とするよう促したが、それについても拒否された。

以上の理由から、いじめ事案の説明文書が分かる概要版については、やむなく不要とした。

IX 令和4年10月24日 市長定例記者会見において、教育部長の発言について

6ページ 教育部長

「私ども教育委員会が調査を行いました。その調査の結果を報告書として取りまとめている途中経過のものを、保護者の方のご要望もあり、お渡しをしました」。

8 ページ 教育部長

「途中経過のものを保護者の方からの要請に応じて提示をしました」。

このように発言されている。

要約すると、3月26日 調査報告時に行われた対応について、以下内容の認識であると理解した。

- (1) 私どもからの要請及び要望を受け、未完成の調査報告をやむを得ず提示し、調査報告を行った。
- (2) 私どもが、未完成の調査報告であることを承知したうえ、要請及び要望があり、やむを得ず調査報告書を手渡した。

3月26日は市教委から指定された、最終調査報告の日時である。既に途中経過の報告は2月22日に行われており、私どもとしては、再度の途中経過報告を受け取る目的において、休暇を取り市教委へ出向く理由など、どこにもなくまた必要性もない。

当日に調査報告の取りまとめが間に合わず、仮の調査報告であったと後付けしたいのであれば、4日前である3月22日、「期日に間に合う」旨の報告を確認したうえ出向いているのだから、3月26日当日、冒頭から間に合わなかった理由、どの箇所及び文書が未完成なのか、また将来完成する期日等、それなりの説明報告を行い、謝罪を

述べたうえ調査報告を行うのが必然であるが、途中経過の報告である旨の説明報告は行われておらず、手渡された調査報告書を基に調査報告は行われたうえ、調査報告終了後には立派なカバーが付けられた調査報告書を手渡された。

当日は冒頭から調査報告書を手渡され、それを見ながら調査報告は行われた。調査報告を無理やり手渡す要求など行っていないし、無理やり持ち帰った訳でもない。私どもが無理やり、仮の調査報告書を奪い、持ち帰ったことにすれば都合が良いのだろうか、理解に苦しむ。

教育部長は何を根拠に公の場において、冒頭の発言をされたのか意味不明の発言内容であり、事実をねつ造した虚偽の説明報告であるうえ、私どもの信用を失墜させた発言でもある。看過できない発言である。発言された内容については同じ公の場で、撤回、訂正したうえ、謝罪を行っていただくこと要求する。

X 責任の所在の明確化及び原因解明、改善策について

令和4年5月9日付 答申において、当該小学校14項目、逗子市教育委員会6項目に及ぶ不十分かつ不適切な対応について指摘された。

また当該答申においても、前述の9項目について不適切対応を指摘されたと認識している（指摘された対応については審議されるまでもなく、やるべき当たり前の仕事であり、私どもは責務を放棄されたとの認識である）。

5月9日付 答申の回答として「いじめ根絶に向けた取り組み」を掲げられたと理解するが、今後、学校及び市教委が行う、具体的ないじめ防止対応策についての目標であり、どこの自治体においても必然的に行われている内容である。

このような目標を掲げただけでは、これまでと何も変わらないし、何も分からぬい、また何も伝わらない。また期限の無い公約は余り意味がない。特にいじめ重大事態においてのフローチャート及びガイドラインの作成については至急を要し、今すぐにでも公表されるべきであるが、半年以上経過した現時点でも確認することが出来ない。その他の公約についても、掲げて終わりではなく、進捗を文書で分かりやすく公表したうえで、児童・生徒及び保護者、市民の理解を深めるべきである。

いじめ防止の具体的な対応を掲げられるのは歓迎すべきことであるが、当該いじめ重大事態において、これまで市教委及び学校が行ってきた対応について、きちんと精査したうえ、それに伴う目標を掲げるべきである。

調査委員会は司法の領域において、学校及び市教委に対し「法的理解不足」を指摘している。即ち「いじめ防止対策推進法等」が定める、法に則った対応を行っていない

い可能性がある。これを受け、学校及び市教委が行った対応に法的な問題点はなかつたか、関与した職員、個別の職務的また危機管理における法的な義務違反の問題点はないか、また責任者及び管理職としての管理責任について、安全配慮の観点から義務違反はなかったか、それぞれ指摘された項目について、しっかりと精査すべきであるが、それすら行われた形跡がない。

教育長は別添資料⑥において、「いじめ根絶に向けた取り組みについて」を策定し、真摯に反省すると述べられているが、これで幕引きするつもりであれば、特に「今後のいじめ対応における危機管理の徹底」を明確化する意味においては、全く無意味な対応である。

当該いじめ事案において、学校及び市教委が行った対応の不備について、精査せず曖昧のまま放置し、原因の解明も行わないうえ、責任の所在も明確にされない、また今後の対応についての改善策は何も語られず、今後のいじめ対応についての目標を掲げただけで「真摯に反省する」と述べられても何も分からぬ。

逗子市教育委員会の責任者として、当該いじめ事案において学校及び市教委が行った対応について、きちんと精査したうえで、どのような認識であるのか、説明報告が行われなければ、何も伝わらない。教育長としての責任に対する自覚が全く感じられない、無責任な仕事と言うほかない。

公務員特権なのか理解しかねるが、逗子市、逗子市教育委員会及び当該小学校、全体の責任とし、教育長を任命した市長の任命責任も含め、責任の所在を明確に示さなければ、原因を解明することも、今後の対応策を示すことも出来ない。もちろん責任追及が目的ではない。

言うまでもないが、民間においては一般論として、職務怠慢、義務違反、職務義務等、規則を犯した部署、会社組織、個人等は原因を精査したうえ、責任の所在を明確にし、原因を解明し、個々の職務に原因があるのであれば、組織及び個人または責任者等、改善する目的において、刷新されるのが常である。

二度にわたる答申の内容を精査したうえ、当該いじめ対応において指摘された不適切対応について、以下3点を明確にしたうえで、文書にまとめ報告、公表したうえで、逗子市教育委員会としての見解を述べていただくことを要望する。

(1) 責任の所在の明確化

(2) 原因の解明

(3) 今後の具体的な改善策

以上を明確にしたうえで、これまでの対応を振り返り、調査委員会、また被害者側の意見も踏まえ、行った対応の不備を明確にし、今後の対応策を具体化しなければ、再発防止及び未然防止、将来の教訓にはなり得ない。

XI おわりに

当該小学校は学校の定める「いじめ防止基本方針」に従わず、適切な防止措置を講じる義務を放置した。逗子市教育委員会は市の定めるいじめ対応の方針すらない、異常で異例な状況を長期にわたり放置し続けた。私どもからの要望である「専門性を持った第三者を調査に交えること」について、「逗子市ではいじめ防止方針がないので」を理由とし、再三にわたり拒否し、それにより調査を長引かせた。

被害児童本人の要望でもある、聞き取りを行わず放置したうえ、加害保護者に対しては、いじめ事案についての説明報告を怠り、いじめていたことさえ認識していないなかで調査報告をとりまとめた。

令和2年11月24日付文書で「いじめ重大事態」として、市教委による「至急の救済措置の要望及び調査要望」を求めた。転校先の学校見学及び転校手続きだけは早々に行われたが、調査方針の説明報告が示されるまで、奇妙なことに2ヶ月以上に及ぶ期間を要した。「転校させたからいいだろう」「そのうち何も言わなくなるだろう」「逗子市にはいじめを防止する方針がないのだから」等の思惑、また何らかの驕りから対応を行っていたのだとすれば、2ヶ月に及ぶ空白期間については、理解出来なくもない。

また「逗子市いじめ防止基本方針」を策定せざるを得なかった、本来の策定理由を隠ぺいし、「いじめ問題調査委員会」へ諮詢するにあたり、既に最終調査報告書として、被害者へ手交していた調査報告書から「当該小学校へ対する設置者の所見」、特にこの事項を大きく書き換え、私どもが知り得ないところで審議資料としたうえ、改ざん箇所及び文書の説明も行わず、公開資料にするよう促された。

これまで学校及び市教委が行った対応により、被害児童は精神的な疾患を伴い、転校を余儀なくされ、精神的後遺症をもたらされた。また学習する権利、意見表明する権利をも奪われた。保護者である私どもは金銭的損害、時間的損失、精神的苦痛を長期に渡りもたらされた。許容限度を超える、ずさんで適当な仕事であり、「いじめ防止対策推進法」が定める、「いじめ重大事態」における、市教委が行うべき対応の指針からも、到底、許容できない対応である。

被害者に寄り添わず、ずさんで適当な仕事を行ってきた学校及び市教委が、言葉による謝罪と「いじめ根絶に向けた取り組み」を掲げて幕引きとし、指摘された問題点について、自発的また主体的に、責任の所在を明確にせず、原因の解明、今後の具体的な改善策等を何ら示さずに、これまでと変化なく仕事を行うことについては、今後、逗子市においての教育に対する、児童・生徒、保護者からの信頼を得られるの

か、市民の納得を得ることが出来るのか、公正で透明な教育における市政が行えるのか、疑問でしかない。

以上、私どもの要望及び要求を放置せず、速やかに精査し、早急に報告を行っていただきたいうえで、今後の対応について検討させていただきます。

以上